

議会運営検討協議会

報告書

第5回

【報告事項】

- ◆ 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）

平成24年11月20日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

- (1) 区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとすべきである。
- (2) 区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告することとすべきである。
- (3) 区長の距離的、時間的条件を考慮し、委員会への出席に際しては、一般質問と同様に、次の取扱いとすべきである。
 - ア 区長は発言通告があったときに出席する扱いとする。
 - イ 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。
 - ウ 区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとする。

※ なお、決算審査特別委員会については、現在協議会において、決算審査特別委員会のあり方に関する議論が別途行われており、この協議の結果、決算審査特別委員会の審査方法が変更となる場合には、区長の出席の取扱いを改めて検討する必要がある。

2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

第6章 特別委員会

第2節 予算審査特別委員会

(略)

165 予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後1時までに提出する。また、区長に答弁を求める場合は、区長名を発言通告書に記載する。

※ 下線部を追加

(略)

167 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び各区長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。

※ 下線部を修正、追加

第3節 決算審査特別委員会

(略)

174 決算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、議案研究日の2日目の午後1時までに提出する。また、区長に答弁を求める場合は、区長名を発言通告書に記載する。

※ 下線部を追加

(略)

176 決算審査特別委員会の説明員は、通常、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長、会計管理者及び各区長とする。ただし、区長は、通告があった場合のみ出席する。

※ 下線部を修正、追加

3 発言通告書に関する修正内容の案

予算審査特別委員会発言通告書

平成 年 月 日

予算審査特別委員長 様

会 派 名 _____

団 長 名 _____

順 位	氏 名	希 望 日	質 問 方 式		区 長 名
			①一括	②一問一答	

* 質問方式は、いずれかに○印をつけてください。

* 区長に発言通告するときは、具体的に区長名を記入してください。

追加

追加

決算審査特別委員会発言通告書

平成 年 月 日

決算審査特別委員長 様

会 派 名 _____

団 長 名 _____

順 位	氏 名	希 望 日	質 問 方 式		区 長 名
			①一括	②一問一答	

* 質問方式は、いずれかに○印をつけてください。

* 区長に発言通告するときは、具体的に区長名を記入してください。←

追加

4 議論の概要

(1) 区長の議会への出席に関するこれまでの経過

- ア 従来、区長は議会へ出席していなかったが、区役所機能強化の取組とあわせて、市長側から、区長の出席について議会あてに要請がされてきた。これを受けて議会では区長の出席について協議を重ね、平成15年第3回定例会から代表質問に、平成22年第5回定例会から一般質問に、各区長が出席することとなった。
- イ 一般質問への区長の出席を平成22年に議会運営委員会で協議した際に、「区長の距離的、時間的条件を考慮すべきであり、他の議事説明員とは異なる取扱いにすべきである」との意見があり、その観点から、議会運営委員会では、「区長は発言通告があったときに一般質問に出席する」、「発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する」及び「区長は通告のあった質問者が質問に入る前までに議場に入り、当該質問者の質問が終了した後に退席できる取扱いとする」ことが決定された。
- ウ 予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会への区長の出席については、平成23年の議会運営委員会で協議された際に、一般質問の状況を踏まえ検討することとされたため、現状では、区長は予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会には出席していない。

(2) 区長出席の必要性

- ア 区役所機能強化の取組に伴い、区民会議開催経費、安全・安心まちづくり事業費、地域福祉・健康づくり事業費、総合的こども支援事業費、環境まちづくり事業費などの予算に区長権限が付与されるなど、区長権限が拡大の方向にあり、平成22年度には、区が主体的に事業推進を図るために、区長へ地域課題対応事業に係る予算権限が付与された。
- イ こうした中、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会には区長が出席していないため、現状では、区に関する質疑があった場合は、区行政改革推進の担当局長（平成23年度までは総合企画局長）や、業務の主管局長が答弁することにより対応がされているが、区への独自予算が配分されていることなどを考慮すると、予算審査、決算審査のいずれにおいても、より充実した委員会審査のため、直接、権限を有する区長へ質疑し、その見解を確認する必要性が増しているものと考えられる。
- ウ 以上のことから、区長は、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとすべきである。

(3) 区長出席の範囲

- ア 一方で、区長は他の局長等と異なり、議会への出席に際して地理的、物理的な制約があるため、区長に対しては、通常業務への配慮がより必要とされる。前述のとおり、区長の一般質問への出席を平成22年の議

会運営委員会で協議した際も、この点が論点となり、協議の結果、区長に限り、「区長は発言通告があったときに一般質問に出席する」、「発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する」及び「区長は通告のあった質問者が質問に入る前までに議場に入り、当該質問者の質問が終了した後に退席できる取扱いとする」ことが確認された経過がある。

- イ 予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会への出席に関しても、区長については、これと同様の配慮を行うべきであるため、発言通告があったときに限り、通告を受けた区長は出席することとすべきである。
- ウ あわせて、一般質問と同様に、区長は通告のあった質疑者が質疑に入る前までに議場に入り、当該質疑者の質疑が終了した後に退席できる取扱いとすべきである。

(4) 発言通告の見直し

- ア 現在、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会ともに、発言通告は、氏名、会派内の順位のみを通告することとされており、答弁者の通告は行われていないが、区長については、発言通告があったときに限り出席を求めることとするため、発言通告の取扱いをあわせて見直す必要がある。
- イ 協議会では、「区役所には地理的、物理的な制約があるので、事前の答弁調整を円滑に行うためにも、一般質問と同様に、発言の要旨と答弁者を通告すべきである」との意見があったが、「区長の出席が必要かどうかの判断が可能となればよいので、発言の要旨の通告まで行うのではなく、答弁を求める区長名を通告することとすべきである」との意見もあり、協議の結果、区長に答弁を求める場合は、発言通告の際に、答弁を求める区長名を通告するよう取扱いを見直すべきとの結論に至った。
- ウ あわせて、一般質問と同様に、発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応することとすべきである。

(5) 補足（決算審査特別委員会での取扱い）

決算審査特別委員会については、現在、協議会で、検討課題「市長の決算審査特別委員会への出席」に関する協議において、決算審査特別委員会のあり方も含めて議論が行われており、その中で、分科会方式や総括質疑の導入などが論点となっている。この協議の結果によって、決算審査特別委員会の審査方法が変更となることも想定されるため、その際には、区長の出席の取扱いを改めて検討する必要がある。

資 料 編

①	政令指定都市での区長の出席状況一覧（予算審査）―――	8
②	政令指定都市での区長の出席状況一覧（決算審査）―――	11
③	一般質問における区長への質問実績―――	14
④	（参考）「区長の一般質問への出席」に関する確認事項について （依頼）―――	15
⑤	（参考）「区長の一般質問への出席」に関する確認事項について （回答）―――	17
⑥	（参考）区長の一般質問への出席に関する決定事項―――	19

○政令指定都市での区長の出席状況一覧(予算審査)

◎…全日出席 ○…一部の日のみ出席 △…出席要請があれば出席 ×…出席しない

	予 算 審 査				質疑の 発言通告
	審査委員会 (委員会数)		区長の出席 (出席日数)		
		分科会		分科会 常任委員会	
札幌市	特別委員会(2) 第一部予算特別委員会 第二部予算特別委員会		○ (1日)		氏名、会派内での順位
※全ての区長が、市民まちづくり局地域振興部、市民生活部関係の審査日(1日のみ)に出席している。なお、質疑を行う委員からの出席要請により、上記以外の審査日に出席するケースがある。					
仙台市	特別委員会(1) 予算等審査特別委員会		◎ (11日)		会計、款
さいたま市	常任委員会(1) 予算委員会			×	①質疑 なし (ただし、質疑予定者の 氏名、会派内での質疑 順は、あらかじめ報告を 受ける。) ②総括質疑 氏名、件名、要旨
千葉市	特別委員会(1) 予算審査特別委員会	第1分科会 第2分科会	×	×	なし
横浜市	特別委員会(2) 予算第一特別委員会 予算第二特別委員会		○ (1日)		①総合審査②局別審査 発言項目
※局別審査の市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長の2名が出席する。総合審査(連合審査会)には出席しない。					
相模原市	常任委員会(5) 総務委員会 民生委員会 環境経済委員会 建設委員会 文教委員会			×	なし
新潟市	常任委員会(4) 総務常任委員会 文教経済常任委員会 市民厚生常任委員会 環境建設常任委員会			○ (2日) ※区役所関係 の審査該当日 及び採決日の み出席	なし
静岡市	常任委員会(6) 総務委員会 生活文化環境委員会 厚生委員会 経済消防委員会 都市建設委員会 上下水道教育委員会			×	なし
浜松市	常任委員会(5) 総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会			◎ (1日) ※市民文教委 員会に出席	なし

	予 算 審 査				質疑の 発言通告
	審査委員会 (委員会数)		区長の出席 (出席日数)		
	分科会		分科会 常任委員会		
名古屋市	常任委員会(6) 総務環境委員会 財政福祉委員会 教育子ども委員会 土木交通委員会 経済水道委員会 都市消防委員会			×	なし
京都市	特別委員会(1) 予算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	×	①分科会局別質疑 委員会の冒頭に発言を 希望する委員の挙手を 求めている。 ②総括質疑 質疑順序
大阪市	常任委員会(6) 財政総務委員会 文教経済委員会 民生保健委員会 計画消防委員会 建設港湾委員会 交通水道委員会			△ (0~5日) ※質疑5日間 のうち、出席要 請があった場 合のみ出席	なし ※ただし、市長、副市 長、区長等への質疑があ る場合は前日までに質疑 項目を示し、出席を要請 する。
堺市	特別委員会(1) 予算審査特別委員会	総務財政分科会 市民人権分科会 健康福祉分科会 産業環境分科会 建設分科会 文教分科会	△ (0~2日) ※総括質疑2 日間のうち、通 告のあった質 疑のみ出席	◎ (1日) ※市民人権分 科会に出席	①分科会審査 質疑項目 ②総括質疑 発言者名、質疑項目
神戸市	特別委員会(1) 予算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	○ (1日)	なし
※市民参画推進局関係の分科会審査に区長枠が1人設定されており、毎年順番でいずれかの区長が出席している。					
岡山市	常任委員会(6) 総務委員会 保健福祉委員会 環境消防水道委員会 経済委員会 建設委員会 市民文教委員会			◎ (1日)	なし
※各区役所に直接予算付けされている費目についての審査があるときには、区長も出席している。ただし、各区役所で予算令達を受けて執行している科目については、予算元課が所属する局において審査を行っており、その場合には区長は出席していない。					
広島市	特別委員会(1) 予算特別委員会		×		発言者氏名、発言の要 旨、発言予定時間
北九州市	特別委員会(1) 予算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	×	①分科会局別審査②分 科会審査(市長質疑) 質疑者、質疑項目、質疑 要旨 (※全体会の質疑は行っ ていない。)
福岡市	特別委員会(1) 条例予算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会 第4分科会 第5分科会	×	×	①質疑 氏名、発言の要旨、答弁 を求める者 ②分科会審査 なし

	予 算 審 査				
	審査委員会 (委員会数)		区長の出席 (出席日数)		質疑の 発言通告
	分科会		分科会 常任委員会		
熊本市	常任委員会(1) 予算決算委員会	総務分科会 企画教育市民分科会 福祉子ども分科会 環境水道分科会 都市整備分科会 経済分科会	△ (0~3日) ※総括質疑2 日、締めくり 総括質疑1日 のうち、通告さ れた質疑のみ 出席(これまで 例はない)	◎ (1日) ※企画教育市 民分科会に出 席	①総括質疑、締めくり 総括質疑 質疑内容、答弁者 ②分科会詳細審査 なし
川崎市	特別委員会(1) 予算審査特別委員会		×		氏名、会派内での順位

○政令指定都市での区長の出席状況一覧(決算審査)

◎…全日出席 ○…一部の日のみ出席 △…出席要請があれば出席 ×…出席しない

	決 算 審 査				
	審査委員会 (委員会数)		区長の出席 (出席日数)		質疑の 発言通告
		分科会		分科会 常任委員会	
札幌市	特別委員会(2) 第一部決算特別委員会 第二部決算特別委員会		○ (1日)		氏名、会派内での順位
※全ての区長が、市民まちづくり局地域振興部、市民生活部関係の審査日(1日のみ)に出席している。なお、質疑を行う委員からの出席要請により、上記以外の審査日に出席するケースがある。					
仙台市	特別委員会(1) 決算等審査特別委員会		◎ (7日) ※通常は11日		会計、款
さいたま市	特別委員会(1) 決算・行政評価特別委員会		×		通告制ではないが、以下の内容を理事会において確認している。 氏名、会派内での質疑順
千葉市	特別委員会(1) 決算審査特別委員会	第1分科会 第2分科会	×	×	なし
横浜市	特別委員会(2) 決算第一特別委員会 決算第二特別委員会		○ (1日)		①総合審査②局別審査 発言項目
※局別審査の市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長の2名が出席する。総合審査には出席しない。					
相模原市	特別委員会(1) 決算特別委員会	総務分科会 民生分科会 環境経済分科会 建設分科会 文教分科会	○ (1日) ※委員長報告・採決の日のみ出席	×	なし ※ただし、分科会の所管事項をまたがる質問を行う場合のみ通告を行っており、その場合は、件名、要旨、答弁を求める課を通告している。
新潟市	【一般会計・特別会計】 特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会	◎ (2日)	○ (2日) ※区役所関係の質疑の日及び意見集約の日のみ出席	なし
	【企業会計】 常任委員会(2) 市民厚生委員会 環境建設委員会			×	なし
静岡市	常任委員会(6) 総務委員会 生活文化環境委員会 厚生委員会 経済消防委員会 都市建設委員会 上下水道教育委員会			×	なし

	決算審査				質疑の 発言通告
	審査委員会 (委員会数)	分科会	区長の出席 (出席日数)		
				分科会 常任委員会	
浜松市	常任委員会(5) 総務委員会 厚生保健委員会 環境経済委員会 建設消防委員会 市民文教委員会			◎ (1日) ※市民文教委 員会に出席	なし
名古屋市	常任委員会(6) 総務環境委員会 財政福祉委員会 教育子ども委員会 土木交通委員会 経済水道委員会 都市消防委員会			×	なし
京都市	特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	×	①分科会局別質疑 委員会の冒頭に発言を 希望する委員の挙手を 求めている。 ②総括質疑 質疑順序
大阪市	特別委員会(2) 決算特別委員会(一般会計 等) 決算特別委員会(公営・準公 営企業会計)		△ (0~5日) ※質疑5日間 のうち、出席要 請があった場 合のみ出席		なし ※ただし、市長、副市 長、区長等への質疑があ る場合は前日までに質疑 項目を示し、出席を要請 する。
堺市	特別委員会(1) 決算審査特別委員会	総務財政分科会 市民人権分科会 健康福祉分科会 産業環境分科会 建設分科会 文教分科会	△ (0~2日) ※総括質疑2 日間のうち、通 告のあった質 疑のみ出席	◎ (1日) ※市民人権分 科会に出席	①分科会審査 質疑項目 ②総括質疑 発言者名、質疑項目
神戸市	特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	○ (1日)	なし
※市民参画推進局関係の分科会審査に区長枠が1人設定されており、毎年順番でいずれかの区長が出席して いる。					
岡山市	【一般会計】 特別委員会(1) 一般会計決算審査特別委員			◎ (1日)	なし
	※各区役所に直接予算付けされている費目についての審査があるときには、区長も出席している。ただし、各区 役所で予算令達を受けて執行している科目については、予算元課が所属する局において審査を行っており、そ の場合には区長は出席していない。				
	【特別会計】 特別委員会(1) 特別会計決算審査特別委員			×	なし
【企業会計】 特別委員会(1) 企業会計決算審査特別委員				×	なし
広島市	特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	×	①総括質疑②分科会審 査 発言者氏名、発言の要 旨、発言予定時間
北九州市	特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会	×	×	①分科会局別審査②分 科会審査(市長質疑) 質疑者、質疑項目、質疑 要旨 (※全体会の質疑は行っ ていない。)

	決算審査				質疑の 発言通告
	審査委員会 (委員会数)		区長の出席 (出席日数)		
	分科会	分科会 常任委員会			
福岡市	特別委員会(1) 決算特別委員会	第1分科会 第2分科会 第3分科会 第4分科会 第5分科会	×	×	①質疑 氏名、発言の要旨、答弁 を求める者 ②分科会審査 なし
熊本市	常任委員会(1) 予算決算委員会	総務分科会 企画教育市民分科会 福祉子ども分科会 環境水道分科会 都市整備分科会 経済分科会	△ (0~3日) ※総括質疑2 日、締めくり 総括質疑1日 のうち、通告さ れた質疑のみ 出席(これまで 例はない)	◎ (1日) ※企画教育市 民分科会に出 席	①総括質疑、締めくり 総括質疑 質疑内容、答弁者 ②分科会詳細審査 なし
川崎市	特別委員会(1) 決算審査特別委員会		×		氏名、会派内での順位

一般質問における区長への質問実績

	日付	川崎区			幸区			中原区			高津区			宮前区			多摩区			麻生区			合 計
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	
平成22年 第5回定例会 56人中15人 (26.8%)	12月16日											1			1		1						3
	12月17日														1		1	1				1	4
	12月20日		1																				1
	12月21日		1	1								1	1				2	1					7
平成23年 第3回定例会 54人中6人 (11.1%)	6月30日				1												1	1					3
	7月1日																1						1
	7月4日								1														1
	7月5日									1													1
平成23年 第5回定例会 53人中7人 (13.2%)	12月16日																1						1
	12月17日								1														1
	12月20日																1	1					2
	12月21日	1													1						1		3
平成24年 第2回定例会 54人中8人 (14.8%)	6月25日								1							1		1					3
	6月26日								1						1		1						3
	6月27日																						0
	6月28日									1					1								2
合 計 217人中36人 (16.6%)		1	2	1	1	0	0	0	2	2	2	1	1	1	5	1	8	5	1	0	1	1	36

区長出席したが、質問なく答弁せず。

※ 朝(10:00~12:00) 昼(13:00~15:00) 夕(15:30~終了時間) 時間はおおよその目安

22川議議第281号
平成22年7月28日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市議会議長 潮田智信

「区長の一般質問への出席」に関する確認事項について（依頼）

区長の本会議への出席については、平成15年第3回定例会から代表質問に限り議事説明員として出席いただいておりますが、現在、議会運営委員会において、「区長の一般質問への出席」について協議を行っております。

については、別紙の件について確認したいので、平成22年8月20日（金）までに回答いただきますようお願いいたします。

区長の一般質問への出席に関する確認事項

1 区長の答弁範囲と責任

- ・ 区役所機能強化の取組み、区長権限の現状と今後及び区長の答弁範囲について

2 区長が出席した場合の区役所業務への影響

- ・ 現状における対応及び今後一般質問に出席した場合の課題及び対応について

3 議会对応

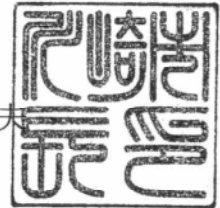
- ・ 距離的、時間的な制約がある中で、質問の打ち合わせ等への対応について

22川総庶第392号

平成22年8月19日

川崎市議会議長 潮田智信様

川崎市市長 阿部孝夫



「区長の一般質問への出席」に関する確認事項について（回答）

平成22年7月28日付け22川議議第281号にて依頼のありましたことについて、別紙のとおり回答いたします。



区長の一般質問への出席に関する確認事項（回答）

1 区長の答弁範囲と責任

（区役所機能強化の取組み、区長権限の現状と今後及び区長の答弁範囲について）

本市では、「区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点とする」という区行政改革の基本的な考え方のもと、「地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所」などの目指すべき4つの区役所像を掲げ、その実現に向けた取組を進めているところでございます。

本年4月には、区建設センターと公園事務所の統合による道路公園センターを設置するとともに、市民館やスポーツセンター等を区における管理運営とし、また、各区協働推進事業費における予算要求権の区長への付与などを実施することによりまして、区役所機能の強化を図ってきたところであり、地域における区役所の役割や区長の権限、責任は増大しているところであります。

こうした取組を進める中における区長の答弁範囲につきましては、その権限の範囲内と考えておりまして、具体的に今年度は、各区で実施している協働推進事業や道路、公園緑地の維持管理に関する業務、区役所や市民館の管理運営に関する業務など、地域の課題解決に向けた各区独自の取組が該当するものと考えております。

今後も、市民や事業者の力が発揮できる活力ある地域社会の実現に向けまして、区における地域課題の特性に応じた執行体制の整備や子ども・高齢者・障害者などの施策の充実に向けた体制整備などの区役所機能の強化に向けた取組を引き続き進めてまいります。

2 区長が出席した場合の区役所業務への影響

（現状における対応及び今後一般質問に出席した場合の課題及び対応について）

これまで代表質問時の市議会本会議への出席をはじめ、区長不在時における区役所の執行体制につきましては、副区長が区役所内を統括する機能を担っているところでございまして、市議会本会議への出席の拡大にあたりましても、これまでと同様に、区行政に支障が生じないよう、副区長を中心とした区役所組織としての対応を図ってまいります。

3 議会対応

（距離的、時間的な制約がある中で、質問の打ち合わせ等への対応について）

一般質問における対応におきましては、代表質問と同様に答弁調整等を行う該当区がそれぞれの地理的、時間的な状況に応じて、迅速な対応が図られる手法で適切に対応してまいります。一般質問における質問者の事前通告をより確立していただけるようお願いいたします。

(参考) 区長の一般質問への出席に関する決定事項

- 1 平成22年第5回定例会から、区長は一般質問へ出席する。
- 2 区長の距離的、時間的条件を考慮し、一般質問への出席に際しては、次の取扱いとする。
 - ① 区長は発言通告があったときに一般質問に出席する。
 - ② 発言通告書には具体的に区長名を明確に記載するよう、各会派、各議員が対応する。
 - ③ 区長は通告のあった質問者が質問に入る前までに議場に入り、当該質問者の質問が終了した後に退席できる取扱いとする。

*①及び②は、平成22年9月8日の議会運営委員会にて決定

*③は、平成22年11月22日の議会運営委員会にて決定